

【不祥事根絶に向けた神杉小学校の決意】(行動基準)

- 1 私たちは、子どもを守り、育てます。
- 2 私たちは、法令を遵守します。
- 3 私たちは、不祥事を起しません。
- 4 私たちは、地域に開かれた学校にします。

不祥事根絶のための行動計画

三次市立神杉小学校

作成責任者 校長 高下 節雄

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○不祥事防止に向けた研修を担当者を決めて計画的に進めていく。「自らも過ちを犯し得る存在」であることを自覚できるよう、より当事者意識を高める研修にしていくこと。	○研修形態や内容の工夫を図り、自分自身を振り返るとともに、職員間の意見交流を深めながら、研修効果をより実感できるようとする。	○職員の実態や課題意識に基づいた研修内容を工夫する。 ○参加型・体験型等、効果的な研修形態を取り入れる。 ○研修したことを具体的な行動につなげるようする。 ○チェックリストを活用して自分自身を振り返り、改善を図る。	○研修後等に、職員を対象に服務規律に関するアンケート等を実施する。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○不祥事を起こさない、許さない風土・文化を組織としてより強固に確立していくこと。 ○ともすれば個人の技量に依存しがちな状況があること。	○危機管理「さしつせそ」を徹底し、緊張感をもって不祥事の未然防止に努める。 ○日頃から職員間の円滑なコミュニケーションを図り、組織として仕事をする体制づくりを進める。	○常に最悪の事態を想定し、危機管理マニュアル等の周知徹底を図る。 ○報告・連絡・相談を確実に行う。 ○悩みごと等、何でも話せるとともに、不祥事につながる言動について指摘し合える人間関係づくりを進める。 ○特定の教職員に仕事が偏らないように集団でサポートする協力体制を整える。	○毎月1回、不祥事防止委員会で情報交換を行い、状況を把握・改善する。 ○毎月1回、学校衛生委員会で状況を把握・改善する。 ○毎週1回、ミニ部会で業務の進捗状況の確認等を行う。
相談体制の充実	○「性暴力・体罰・セクハラ・パワハラ相談窓口」や相談機関の周知徹底を図るとともに、児童の悩みを早期に発見する取組を充実させていくこと。	○「性暴力・体罰・セクハラ・パワハラ相談窓口」や相談機関について多様な方法で繰り返し周知する。 ○児童や保護者との面談の機会を有効活用する。	○教室掲示、学校便り、PTA便り、HP等による周知徹底を図る。 ○個々の児童との面談を定期的に実施する。 ○保健室の相談機能を生かす。	○相談体制や環境づくりについて不祥事防止委員会で振り返るとともに、毎週1回、暮会などで児童の情報の共有化を図る。